

○土浦市屋外広告物条例施行規則

平成30年3月12日規則第6号

改正 平成31年3月14日規則第2号

改正 令和3年2月22日規則第3号

土浦市屋外広告物条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、土浦市屋外広告物条例(平成29年土浦市条例第41号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告物等の種類)

第2条 条例第2条第2項の広告物等の種類は、別表第1に定めるところによる。

(許可の基準等)

第3条 条例第5条第4項に規定する特別誘導地区に広告物等を表示し、又は設置する場合の許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 別表第2第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄に定める基準に適合していること。
- (2) 自家広告物等を表示し、又は設置するものであること。
- (3) アドバルーン又は屋上利用広告を使用したものでないこと。
- (4) ネオン管、点滅する照明又は回転灯を使用したものでないこと。
- (5) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用したものでないこと。

2 条例第7条第2項の市長の許可は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合しているときにすることができる。

- (1) 第1種許可地域又は第2種許可地域に係る許可(次号に掲げるものを除く。) 別表第2第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄に定める基準
- (2) 第1種許可地域に係る許可(自家広告物等を表示し、又は設置するものに限る。) 別表第2第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄に定める基準及び別表第3の自家広告物等の合計表示面積の基準の欄に定める基準
- (3) 第3種許可地域に係る許可 別表第2の第3種許可地域における許可の基準の欄に定める基準

3 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による用途地域に関する都市計画の決定又は同法第21条第1項の規定による用途地域に関する都市計画の変更(以下この項においてこれらを「都市計画の決定又は変更」という。)があったことにより第3種許可地域であった地域が

第1種許可地域又は第2種許可地域となった場合又は第2種許可地域であった地域が第1種許可地域となった場合における都市計画の決定又は変更があった地域に現に適法に存する広告物等に係る前項の基準の適用については、当該広告物等の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の規定による耐用年数をいう。)が満了する日までの間(都市計画の決定又は変更のあった日における耐用年数の残存期間が3年未満のものにあつては、3年間)は、なお従前の例による基準により広告物を表示し、又は設置することができるものとする。

(許可の申請等)

第4条 条例第7条第2項並びに条例第8条第3項及び第4項の許可並びに条例第13条第1項の規定による許可を受けようとする者は、広告物等を表示し、又は設置をしようとする日の30日前(同項の規定による許可にあつては、市長が指定する日)までに、屋外広告物許可申請書(様式第1号)の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 広告物等を表示し、又は設置をしようとする場所及びその周囲の状況が分かる見取図
- (2) 広告物等を表示し、又は設置をしようとする場所及びその周囲の状況が分かるカラー写真(申請する日前3か月以内に撮影したものに限る。)
- (3) 広告物等の配置図
- (4) 広告物等の色彩及び意匠を明らかにした模写図
- (5) 広告物等の寸法、材料、構造及び表示面積を明らかにした図面
- (6) 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物との位置関係及び当該建築物の壁面等の状況(壁面の形状及び面積並びに壁面及び屋上に表示し、又は設置している他の広告物等との位置関係をいう。第9条第1項第4号において同じ。)を明らかにした図面
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、広告物等を表示し、又は設置することを許可することが適当であると認めるときは屋外広告物許可書(様式第2号)に申請書の副本を添えて当該申請をした者に交付し、広告物等を表示し、又は設置することを許可することが適当でないとき又は屋外広告物不許可通知書(様式第3号)に申請書の副本を添えて当該申請をした者に通知するものとする。

(適用除外の基準)

第5条 条例第8条第1項第4号の市規則で定める基準は、別表第2第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄に定めるとおりとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる別表第2の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
建築物利用広告の部共通事項の項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	建築物の壁面の鉛直投影面積(地上からの高さが31メートルを超える建築物にあつては、31メートルまでの壁面の鉛直投影面積)の合計の3分の1	1平方メートル
	当該方向から見た建築物の壁面の鉛直投影面積(地上からの高さが31メートルを超える建築物にあつては、地上から31メートルまでの壁面の鉛直投影面積)の2分の1以下	1平方メートル
建築物利用広告の部壁面利用広告の項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	50平方メートル(その壁面の面積の5分の1が50平方メートルに満たない場合は、当該5分の1の面積)	1平方メートル
建築物利用広告の部広告幕の項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	50平方メートル(その壁面の面積の5分の1が50平方メートルに満たない場合は、当該5分の1の面積)	1平方メートル
野立広告の項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	30平方メートル	1平方メートル
	120平方メートル	1平方メートル
近隣店舗等案内広告の項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	2平方メートル(店舗、工場、事業所その他これらに類するもの(以下「店舗等」という。)を3以上集合して設置する場合は、5平方メートル)	1平方メートル
建築物以外の物件を利用して表示する広告幕の項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	30平方メートル以下かつ野立広告と合わせた表示面積の合計が120平方メートル	1平方メートル
広告旗の項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	2平方メートル	1平方メートル
貼り札の項第1種許可地域及び第2種許可	0.3平方メートル	1平方メートル

可地域における許可の基準の欄		
アーチの項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	30平方メートル	1平方メートル
バス停留所標識広告の項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	60平方メートル	1平方メートル
バス停留所標識広告の項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	停留所表示板の表示面の3分の1	1平方メートル
置広告の項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	2平方メートル	1平方メートル

2 条例第8条第1項第5号の市規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 防犯灯
- (2) ベンチ
- (3) くず入れ
- (4) 吸い殻入れ
- (5) 花壇
- (6) フラワーポット

3 条例第8条第1項第5号の市規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 寄贈者名等を表示する施設又は物件の一面の面積が次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積以下であること。

ア 5平方メートル以上 0.5平方メートル(当該面積の20分の1の面積が0.5平方メートルに満たない場合にあつては、当該20分の1の面積)

イ 5平方メートル未満 0.25平方メートル(当該面積の4分の1の面積が0.25平方メートルに満たない場合にあつては、当該4分の1の面積)

- (2) 表示する箇所が一の施設又は物件につき1箇所であること。
- (3) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用したものでないこと。

4 条例第8条第1項第7号の市規則で定める基準は、別表第2第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄(禁止地域における野立広告に係る基準にあつては、別表第4)に定めるとおりとする。

5 前項の場合において、条例第5条第2項の禁止地域において広告物等を表示し、又は設置する場合及び条例第6条の規定により広告物等を表示し、又は設置してはならない物件に表示する場合は、次の表

の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる別表第2の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
建築物利用広告の部共通事項の項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	建築物の壁面の鉛直投影面積(地上からの高さが31メートルを超える建築物にあつては、31メートルまでの壁面の鉛直投影面積)の合計の3分の1	5平方メートル
	当該方向から見た建築物の壁面の鉛直投影面積(地上からの高さが31メートルを超える建築物にあつては、地上から31メートルまでの壁面の鉛直投影面積)の2分の1	5平方メートル
建築物利用広告の部壁面利用広告の項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	50平方メートル(その壁面の面積の5分の1が50平方メートルに満たない場合は、当該5分の1の面積)	5平方メートル
建築物利用広告の部広告幕の項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	50平方メートル(その壁面の面積の5分の1が50平方メートルに満たない場合は、当該5分の1の面積)	5平方メートル
野立広告の項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	30平方メートル	5平方メートル
	120平方メートル	5平方メートル
近隣店舗等案内広告の項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	2平方メートル(店舗、工場、事業所その他これらに類するもの(以下「店舗等」という。)を3以上集合して設置する場合は、5平方メートル)	5平方メートル
建築物以外の物件を利用して表示する広告幕の項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	30平方メートル以下かつ野立広告と合わせた表示面積の合計が120平方メートル	5平方メートル

広告旗の項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	2平方メートル	5平方メートル
アーチの項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	30平方メートル	5平方メートル
	60平方メートル	5平方メートル
バス停留所標識広告の項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	停留所表示板の表示面の3分の1	5平方メートル
置広告の項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	2平方メートル	5平方メートル

6 第4項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる別表第4の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1種禁止地域における野立広告の許可の基準の欄	15平方メートル	5平方メートル
第2種禁止地域における野立広告の許可の基準の欄	30平方メートル	5平方メートル
	100平方メートル	5平方メートル

7 第4項の場合において、条例第5条第3項の許可地域に表示する場合は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる別表第2の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
建築物利用広告の部共通事項の項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	建築物の壁面の鉛直投影面積(地上からの高さが31メートルを超える建築物にあつては、31メートルまでの壁面の鉛直投影面積)の合計の3分の1	10平方メートル
	当該方向から見た建築物の壁面の鉛直投影面積(地上からの高さが31メートルを超える建築物にあつては、地上から31メートルまでの壁面の鉛直投影面積)の2分の1	10平方メートル

建築物利用広告の部壁面利用広告の項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	50平方メートル(その壁面の面積の5分の1が50平方メートルに満たない場合は, 当該5分の1の面積)	10平方メートル
建築物利用広告の部広告幕の項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	50平方メートル(その壁面の面積の5分の1が50平方メートルに満たない場合は, 当該5分の1の面積)	10平方メートル
野立広告の項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	30平方メートル	10平方メートル
	120平方メートル	10平方メートル
近隣店舗等案内広告の項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	2平方メートル(店舗, 工場, 事業所その他これらに類するもの(以下「店舗等」という。)を3以上集合して設置する場合は, 5平方メートル)	10平方メートル
建築物以外の物件を利用して表示する広告幕の項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	30平方メートル以下かつ野立広告と合わせた表示面積の合計が120平方メートル	10平方メートル
広告旗の項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	2平方メートル	10平方メートル
アーチの項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	30平方メートル	10平方メートル
	60平方メートル	10平方メートル
バス停留所標識広告の項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	停留所表示板の表示面の3分の1	10平方メートル
置広告の項第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄	2平方メートル	10平方メートル

8 条例第8条第2項第1号の市規則で定めるものは, 次のとおりとする。

- (1) 表示し, 又は設置する期間が7日以内の広告物等
- (2) 表示し, 又は設置することが冠婚葬祭又はその他これに準ずる年中行事のためにするものであって慣習として一般に認められているもの

9 条例第8条第2項第4号の市規則で定める基準は, 次のとおりとする。

- (1) 車体に表示する広告の表示面積の合計が15平方メートル以下であること。
- (2) 車体の窓又はドア等のガラス部分に表示したものでないこと。
- (3) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用したものでないこと。

10 条例第8条第2項第8号の市規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 広告物の表示面積が5平方メートル以下であること。
- (2) 信号機から5メートル以上離れていること。

(条例第8条の市長の許可等)

第6条 条例第8条第3項の市長の許可は、広告物等が別表第2第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄に定める基準に適合するときに行うことができる。

2 市長は、条例第8条第3項の許可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の意見を聴くものとする。

3 条例第8条第3項第1号の市規則で定めるものは、次に掲げる公共的な取組に関する広告物等を表示し、又は設置するものとする。

- (1) 道路の清掃又は美化
- (2) 街灯、ベンチ、サイン、上屋等の整備又は管理
- (3) 公共団体及び地域住民等が実施主体となる催物
- (4) 前3号に掲げるもののほか、道路環境の向上その他営利を主たる目的としない事業又は活動であつて、道路の利用者の利便性の向上、地域の活性化、にぎわいの創出等に寄与するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、防犯等地域における公共的な取組

4 条例第8条第3項第2号の市規則で定めるものは、県又は市が広告物等を表示し、又は設置することにより得る収入をその管理する施設の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てることについて当該広告物等の広告主が賛同する広告物等とする。

第7条 条例第8条第4項第1号の広告物に係る同項の市長の許可は、広告物が第5条第9項第2号及び第3号に掲げる基準に適合する場合に行うことができる。

2 条例第8条第4項第2号の自家広告物等に係る同項の市長の許可は、広告物等が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときに行うことができる。ただし、第1種禁止地域内に表示し、又は設置する広告物等にあつては、一の広告物等の表示面積が15平方メートル以下でなければならない。

- (1) 別表第2第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準の欄に定める基準(禁止地域における野立広告にあつては、別表第4に定める基準)に適合すること。
- (2) 広告物等の表示面積の合計が別表第3に定める基準に適合すること。

- 3 前項の基準の適用に当たっては、第3条第3項の規定を準用する。
- 4 条例第8条第4項第3号の広告物等に係る同項の市長の許可は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当するときに行うことができる。
- (1) 近隣店舗等案内広告 別表第2第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準に定める近隣店舗等案内広告の許可の基準に適合し、かつ、信号機を中心として半径5メートル以上離れて設置されていること。
- (2) 公共的目的又は公衆の利便に供する目的を持つ広告物等 次に掲げる基準
- ア 一面の表示面積が5平方メートル以下であること。
- イ 地上から上端までの高さが5メートル以下であること。
- ウ 信号機を中心として半径5メートル以上離れて設置されていること。
- エ ネオン管を使用したものでないこと。
- オ 映像等表示広告を使用したものでないこと。
- カ 点滅する照明を使用したものでないこと。
- キ 回転灯を使用したものでないこと。
- ク 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用したものでないこと。
- ケ 寄贈者名等を表示する場合は、寄贈者名等を表示する部分の面積が次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める面積以下であること。
- (ア) 1.25平方メートル以上 0.5平方メートル(当該面積の5分の1が0.5平方メートルに満たない場合にあつては、当該5分の1の面積)
- (イ) 1.25平方メートル未満 0.25平方メートル(当該面積の4分の1が0.25平方メートルに満たない場合にあつては、当該4分の1の面積)
- コ 広告物等の見やすい箇所に管理者の氏名及び連絡先が明示されていること。
- 5 条例第8条第4項第4号の市規則で定めるものは、都市産業部都市計画課に事前の協議を行った広告物であつて、当該広告物が別表第5集合野立広告の許可の基準の欄に定める基準に適合するものとする。
- (許可の期間)
- 第8条 条例第8条第3項第1号の広告物等に係る許可をする場合の当該許可の期間は、1年以内とする。ただし、地域における公共的な取組である催物に係る広告物等にあつては、当該催物の期間(当該広告物等の表示又は設置に要する期間を含む。)に限る。
- 2 条例第10条第2項の規定により市規則で定める同条第1項の許可の期間は、別表第1左欄に掲げる広

告物の種類の区分に応じ、同表の右欄に定める許可期間とする。

(変更等の申請等)

第9条 条例第11条第1項の市長の許可を受けようとする者は、当該許可に係る広告物の表示の内容に変更を加え、又は当該許可に係る広告物等を改造し、若しくは移転しようとする日の30日前までに屋外広告物変更(改造)許可申請書(様式第4号)の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 変更を加え、又は当該許可に係る広告物等を改造し、若しくは移転しようとする前の広告物等のカラー写真(申請の日前3か月以内に撮影したものに限る。)
- (2) 広告物等の色彩及び意匠を明らかにした模写図
- (3) 変更を加え、又は当該許可に係る広告物等を改造し、若しくは移転した後の広告物等の寸法、材料、構造及び表示面積を明らかにした図面
- (4) 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物との位置関係及び当該建築物の壁面等の状況を明らかにした図面
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは屋外広告物(変更・改造・移転)許可書(様式第5号)に当該申請に係る申請書の副本を添えて当該申請をした者に交付し、適当でないと認めるときは屋外広告物不許可通知書に当該申請に係る申請書の副本を添えて当該申請をした者に通知するものとする。

(軽微な変更等)

第10条 条例第11条第1項第1号の市規則で定める軽微な変更及び同項第2号の市規則で定める軽微な改造は、次に掲げるものとする。

- (1) 既設の広告物等の表示内容、意匠、色彩、形状、大きさ、構造又は位置に変更を加えない塗料の塗替え、補強又は修繕
- (2) 掲示板その他これに類する物件に掲出するはり紙の取替え
- (3) 自家広告物等の広告幕の取替え
- (4) 劇場、映画館等の常設の興行場が興行内容を表示する掲出物件に掲出する興行内容を表示する広告物の取替え

(継続の許可等)

第11条 条例第11条第2項に規定する許可を受けようとする者は、条例の規定により受けた許可の期間が満了する日の14日前までに屋外広告物継続表示等許可申請書(様式第6号)の正本及び副本に、それ

それぞれに掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 許可を受けようとする広告物等のカラー写真(申請の日前3か月以内に撮影したものに限る。)

(2) 屋外広告物安全点検報告書(様式第7号)

(3) 前2号に掲げるものほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは屋外広告物継続表示等許可書(様式第8号)に当該申請に係る申請書の副本を添えて当該申請をした者に交付し、適当でないと認めるときは屋外広告物不許可通知書に当該申請に係る申請書の副本を添えて当該申請をした者に通知するものとする。

3 条例第11条第2項後段の規定による点検については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に行わせなければならない。

(1) 条例第18条第1項の規定により広告物等を管理する者を置く広告物であって建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第1項第3号に該当するもの 次に掲げる者

ア 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関(第13条第3号において「登録試験機関」という。)が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

イ 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者

ウ 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士

エ 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第3条第3項に規定する特種電気工事資格者(電気工事士法施行規則(昭和35年通商産業省令第97号)第2条の2第1項第1号に規定するネオン工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者に限る。)

(2) 条例第18条第1項の規定により広告物等を管理する者を置く広告物等(前号に掲げる広告物を除く。)前号に掲げる者又は第13条各号に掲げる要件のいずれかを満たす者

(3) 前2号以外の広告物等 前号に掲げる者又は当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者

(管理者を置く必要がない広告物等)

第12条 条例第18条第1項ただし書の市規則で定める広告物等は、はり紙、横断幕、アドバルーン、立看板、広告幕並びに条例第8条第1項各号及び第2項各号に掲げる広告物等とする。

(管理者の要件)

第13条 条例第18条第2項の規定により市規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 茨城県屋外広告物条例(昭和49年茨城県条例第10号)第23条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けていること。
- (2) 都道府県, 指定都市又は中核市が広告物等を表示し, 又は設置することに関し必要な知識を習得させることを目的として行う講習会の課程を修了していること。
- (3) 登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格していること。
- (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許を所持し, 広告美術仕上げに係る技能検定に合格し, 又は広告美術仕上げに係る職業訓練を修了していること。

(管理者の設置等に係る届出)

第14条 条例第18条第3項の規定による届出及び条例19条第1号に該当した場合の届出は, 屋外広告物管理者等(設置・変更)届出書(様式第9号)によりしなければならない。ただし, 屋外広告物許可申請書を提出する際に当該申請書の管理者の欄に所定事項の記載をした場合にあっては, 条例第18条第3項の規定による届出をしたものとみなす。

2 条例第19条第2号に該当した場合の届出は, 屋外広告物設置者名称等変更届出書(様式第10号)によりなければならない。

3 条例第19条第3号に該当した場合の届出は, 屋外広告物滅失届出書(様式第11号)によりなければならない。

(除却届出)

第15条 条例第20条第3項の規定による届出は, 屋外広告物除却届出書(様式第12号)によりなければならない。

(違反広告物である旨の表示)

第16条 条例第25条の条例に違反する旨の表示は, 違反広告物表示書(様式第13号)を条例に違反した広告物等に貼付して行うものとする。

(公示の場所等)

第17条 条例第27条第1項第1号の市規則で定める場所は, 土浦市公告式条例(平成2年土浦市条例第14号)第2条第2項に規定する掲示場(次条第2項において「掲示場」という。)とする。

2 条例第27条第2項の保管物件一覧簿の様式は保管広告物等一覧簿(様式第14号)とし, 市規則で定める場所は都市産業部都市計画課とする。

(保管した広告物等の売却手続)

第18条 条例第29条の市規則で定める方法は、競争入札に付して行う方法とする。ただし、競争入札に付しても入札者が不在の広告物等その他競争入札に付することが適当でない認められる広告物等の売却については、随意契約による方法とすることができる。

2 市長は、前項本文の競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、当該一般競争入札の期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、次に掲げる事項を掲示場に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

(1) 広告物の名称又は種類及び数量

(2) 競争入札の執行の日時及び場所

(3) 契約条項の概要

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項本文の競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に前項各号に掲げる事項をあらかじめ通知しなければならない。

4 市長は、第1項ただし書の随意契約による方法による場合は、できる限り2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(受領書の様式)

第19条 条例第31条の受領書は、受領書(様式第15号)によるものとする。

(屋外広告物立入検査員身分証明書)

第20条 条例第32条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、屋外広告物立入検査員身分証明書(様式第16号)によるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(土浦市茨城県屋外広告物条例の施行に関する規則の廃止)

2 土浦市茨城県屋外広告物条例の施行に関する規則(平成12年土浦市規則第5号)は、廃止する。

付 則(平成31年3月14日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年2月22日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第11条第1項第2号の改正規定及び同条に1項を加える改正規定並びに様式第7号の改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の土浦市屋外広告物条例施行規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に許可申請がなされる広告物等に係る許可期間について適用し、同日前に許可申請された広告物等に係る許可期間については、なお従前の例による。

別表第1(第2条, 第8条関係)

広告物等の種類		許可期間
はり紙	紙等を使用して作製されたものであって, 建築物又はその他の物件に表示し, 又は掲出するもの	1か月以内
横断幕	道路を横断して表示する広告幕	
アドバルーン	綱を付けた気球を掲揚し, その綱を利用し, 又は気球に表示するもの	
立看板	布, 木, 金属等を使用して作製されたものであって, 建築物又はその他の物件に立て掛けて表示し, 又は設置するもの(土地その他物件に建植されるものを除く。)	3か月以内
はり札	木, 金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって, 建築物その他の物件に表示し, 又は掲出するもの	1年以内
広告旗	布等を使用して作製された旗状のものであって, ポールを固定して掲出するもの	
電柱等利用広告	木, 金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものを電柱, 街灯柱等に巻き立て, 支柱をもって取り付けて掲出するもの又は直接ペンキ等を使用して広告内容が表示されるもの	
標識広告	金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって, 停留所標識その他これに類するものを利用して掲出するもの	
つり下げ広告	木, 金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって, 建築物その他の物件につり下げて掲出するもの	
建築物利用広告	布, ビニール等の材料を使用して作製された広告幕等	
	木や金属等の耐久性のある材料を使用して作製された屋上利用広告, 壁面利用広告, 突出広告	
野立広告	地面の上に木, 金属等の耐久性のある素材を使用して建植されたもの(塔状に表示されているものを含む。)	
アーチ	金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって, 道路を横断してアーチ状に建植され, 広告内容を表示するもの	
電光ニュース・ビジュアルボード	電光等をもって文字, 画像, 映像その他の変化する広告内容を表示するもの	

等	
近隣店舗等案内広告	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、自己の店舗等の位置を表示するもの
車体利用広告	電車、バスその他の車両を利用して広告内容を表示するもの
広告幕	布、ビニール等を使用して作製されたものであって、建築物以外の物件を利用して掲出するもの
置広告	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、地面上に置いて表示するもの

備考 この表に定める広告物等の種類に当てはめることが困難な広告物等については、同表のうち最も類似した種類の広告物等とみなす。

別表第2(第3条, 第5条, 第6条, 第7条関係)

区分	第1種許可地域及び第2種許可地域における許可の基準	第3種許可地域における許可の基準
共通事項	<p>1 地上から広告物等(壁面利用広告及びアドバルーンを除く。)の上端までの高さが31メートル以下であること。ただし, 土浦市景観計画(土浦市景観条例(平成23年土浦市条例第26号)第1項の規定により市が定めた景観計画をいう。以下同じ。)に定める景観形成重点地区のうち筑波山麓地域又は霞ヶ浦湖畔地域であり, かつ, 市街化調整区域に設置する場合にあつては, 10メートル以下であること。</p> <p>2 法令等で定める建築物の高さを超えて広告物(アドバルーンを除く。)を表示し, 又は設置しようとしたものでないこと。</p> <p>3 広告物等をできる限り集約し, 裏面, 側面, 脚部等については, 広告を表示する表面と調和した塗装とするなど質の高いデザインであること。</p> <p>4 ネオン管その他の照明を使用する広告物等は, 昼間における良好な景観の維持に必要な対策が講じられていること。</p>	<p>1 地上から広告物等(壁面利用広告及びアドバルーンを除く。)の上端までの高さが51メートル以下であること。</p> <p>2から4まで同左</p>
建築物	共通事項 1 表示面積の合計が建築物の壁面の鉛直投影面積(地上からの高さが31メートルを超える建築物にあつては, 31メ	1 表示面積の合計が建築物の壁面の鉛直投影面積(地上からの高さが51メートルを超える建築物にあつては, 51メ

利用 広 告		<p>一トールまでの壁面の鉛直投影面積)の合計の3分の1以下であること。</p> <p>2 一方向から見た広告物の表示面積の合計が当該方向から見た建築物の壁面の鉛直投影面積(地上からの高さが31メートルを超える建築物にあつては、地上から31メートルまでの壁面の鉛直投影面積)の2分の1以下であること。</p>	<p>一トールまでの壁面の鉛直投影面積)の合計の2分の1以下であること。</p> <p>2 一方向から見た広告物の表示面積の合計が当該方向から見た建築物の壁面の鉛直投影面積(地上からの高さが51メートルを超える建築物にあつては、地上から51メートルまでの壁面の鉛直投影面積)の3分の2以下であること。</p>
屋上利用広 告		<p>1 広告物等の高さ(屋上構造物(階段室, 昇降機, 物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分をいう。以下同じ。)の上部に設置する場合は, 当該屋上構造物の高さは, 建築物の高さを含めず, 広告物等の高さを含めるものとする。ただし, 屋上構造物の水平投影面積の合計が当該屋上構造物の存する建築面積の8分の1を超え, かつ, 当該屋上構造物が当該建築物の屋上の端から突き出していないときは, この限りでない。)が次に掲げる区分に応じ, それぞれに定めるとおりとすること。</p> <p>(1) 建築物が木造の場合 4メートル以下かつその建築物の高さの3分の2以下</p> <p>(2) 建築物が鉄骨造等の場合 20メートル以下かつその建築物の高さの3分の2以下</p> <p>2 屋上の端から突き出したものでないこと。</p>	同左

	3 広告物等の支柱及び骨組みが露出しないように外壁等により遮へいされていること。	
壁面利用広告	<p>1 一面の壁面における表示面積の合計が50平方メートル(その壁面の面積の5分の1が50平方メートルに満たない場合は、当該5分の1の面積)以下であること。</p> <p>2 壁面の外郭線から突き出したものでないこと。</p> <p>3 窓その他の開口部がふさがれたものでないこと。</p>	同左
突出広告	<p>1 壁面からの出幅は、1メートル以下であること。</p> <p>2 地上から下端までの高さが次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める高さ以上であること。 (1) 歩道 2.5メートル (2) 車道と歩道との区別のない道路 4.5メートル</p> <p>3 上端が外壁の上端から突き出したものでないこと。</p> <p>4 一面の壁面につき2列以下であること。</p> <p>5 厚さが0.5メートル以下であること。</p> <p>6 同じ列に設置するものは、出幅及び厚さが同じであること。</p>	<p>1 壁面からの出幅は、1.5メートル以下かつ道路部分に突き出している幅が1メートル以下であること。</p> <p>2から6まで同左</p>
広告幕	1 一面の壁面における表示面積の合計	1 一面の壁面における表示面積の合計

	<p>が50平方メートル(その壁面の面積の5分の1が50平方メートルに満たない場合は、当該5分の1の面積)以下であること。</p> <p>2 窓その他の開口部がふさがれたものでないこと。</p> <p>3 壁面の外郭線から突き出したものでないこと。</p>	<p>が100平方メートル(その壁面の面積の5分の1が100平方メートルに満たない場合は、当該5分の1の面積)以下であること。</p> <p>2 壁面の外郭線から突き出したものでないこと。</p>
野立広告	<p>1 一面の表示面積が30平方メートル以下であること。</p> <p>2 一の広告物の表示面積の合計が120平方メートル以下であること。</p> <p>3 広告物等(自家広告物等を除く。)相互間の距離が次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める距離以上であること。ただし、野立広告が設置された道路の反対側に設置する場合及び集合野立広告(複数の広告物が一面を成すものであって、交差点付近に設置するものをいう。)の場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 道路の沿線 50メートル</p> <p>(2) 鉄道の沿線 100メートル</p> <p>4 広告物等(自家広告物等を除く。)の見やすい箇所に管理者の氏名及び連絡先が明示されていること。</p> <p>5 地上から上端までの高さが12メートル以下であること。ただし、市街化調整区域に設置し、又は市街化区域かつ土</p>	<p>1から4まで同左</p> <p>5 地上から上端までの高さが15メートル以下であること。ただし、市街化区域かつ土浦市景観計画に定める景観形成</p>

	<p>浦市景観計画に定める景観形成重点地区のうち霞ヶ浦湖畔地区に設置する場合にあっては10メートル以下とする。</p> <p>6 表示する一面の面積の4分の1を超えて彩度が12を超える色彩を使用したものでないこと。</p>	<p>重点地区のうち霞ヶ浦湖畔地区への設置の場合は10メートル以下とする。</p>
<p>近隣店舗等案内 広告</p>	<p>1 一面の表示面積が2平方メートル(店舗, 工場, 事業所その他これらに類するもの(以下「店舗等」という。))を3以上集合して設置する場合は, 5平方メートル)以下であること。</p> <p>2 地上から上端までの高さが3メートル(店舗等を3以上集合して設置する場合は, 5メートル)以下であること。</p> <p>3 設置個数が1店舗等につき3以下であること。</p> <p>4 近隣の店舗等(広告物を表示し, 又は設置しようとする場所から10キロメートル以内の場所に存する店舗等をいう。)の案内又は誘導を目的とし, かつ, 良好な景観又は風致を害しないもので, 店舗等が主要な道路に面していないことなどによりその表示又は設置がやむを得ないと認められるものであること。</p> <p>5 表示する内容が店舗等の名称, 方向, 距離等の案内又は誘導のために必要な最小限の事項とすること。</p>	<p>同左</p>

		<p>6 ネオン, 点滅照明及び回転灯並びに蛍光又は発光の塗料又は材料を使用したものでないこと。</p> <p>7 一面の表示面積の4分の1を超えて彩度が8を超える色彩を使用したものでないこと。</p> <p>8 広告物等の見やすい箇所に管理者の氏名及び連絡先が明示されていること。</p>	
電柱等利用広告	電柱袖付広告	<p>1 縦が1.25メートル以下で, 横が0.45メートル以下であること。</p> <p>2 地上から下端までの高さが次に掲げる区分に応じ, それぞれに定める高さ以上であること。</p> <p>(1) 歩道 2.5メートル</p> <p>(2) 車道と歩道との区別のない道路 4.5メートル</p> <p>3 車道と歩道との区別のある道路において, 車道部分と歩道部分の境に位置する電柱, 街灯柱等に取り付ける場合は, 歩道部分の方向に突き出していること。</p> <p>4 案内又は誘導を目的とする広告であること。</p>	同左
	電柱塗装広告・電柱巻立広告	<p>1 地上から1.5メートル以上3.2メートル以下の位置に表示していること。</p> <p>2 電柱1本につき電柱巻立広告と電柱塗装広告を併せて表示したものでないこと。</p>	同左

	<p>3 案内又は誘導を目的とする広告であること。</p> <p>4 蛍光又は発光の塗料又は材料を使用したものでないこと。</p>	
建築物以外の物件を利用して表示する広告幕	<p>1 長さが10メートル以下で、幅が1メートル以下であること。</p> <p>2 1物件につき3枚以下であること。</p> <p>3 地上から上端までの高さが15メートル以下であること。</p> <p>4 自家広告物であること。</p> <p>5 野立広告と併せて表示する場合は、1枚の表示面積が30平方メートル以下かつ野立広告と合わせた表示面積の合計が120平方メートル以下であること。</p>	同左
はり紙及び立看板	表示面積が1平方メートル以下であること。	同左
広告旗	表示面積が2平方メートル以下であること。	同左
貼り札	表示面積が0.3平方メートル以下であること。	同左
アーチ	<p>1 一面の表示面積が30平方メートル以下であること。</p> <p>2 一の広告物の表示面積の合計が60平方メートル以下であること。</p> <p>3 地上から柱脚以外の部分(広告物を含む。)の下端までの高さが4.5メートル以上であること。</p> <p>4 地上から上端(広告物の上端を含</p>	同左

	む。)までの高さが10メートル以下であること。	
つり下げ広告	<p>1 一面の表示面積が1平方メートル以下であること。</p> <p>2 地上から下端までの高さが次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める高さ以上であること。</p> <p>(1) 歩道 2.5メートル</p> <p>(2) 車道と歩道との区別のない道路 4.5メートル</p>	同左
アドバルーン	<p>1 気球の直径が3メートル以下であること。</p> <p>2 掲揚網の長さが45メートル以下であること。</p>	同左
消火栓標識広告	<p>1 縦が0.4メートル以下で、横が0.8メートル以下であること。</p> <p>2 標識板の下部の突出方向が標識板と同一方向であること。</p> <p>3 案内又は誘導を目的とする広告であること。</p>	同左
バス停留所標識広告	<p>1 一面の表示面積が停留所表示板の表示面の3分の1以下であること。</p> <p>2 案内又は誘導を目的とする広告であること。</p>	同左
横断幕	<p>地上から下端までの高さが次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める高さ以上であること。</p> <p>(1) 歩道 2.5メートル</p> <p>(2) 車道と歩道との区別のない道路</p>	同左

	4.5メートル	
置広告	1 一面の表示面積が2平方メートル以下であること。 2 地上から上端までの高さが1.5メートル以下であること。 3 自家広告物等であること。	同左

備考

- 1 球体、円柱体その他これらに類する形の広告物等に係る表示面積については、この表中「表示面積」とあるのは「一方向から見た場合においてそのものの外郭線内を一面とみなしたものの最大面積」と読み替えるものとする。
- 2 屋根に直接描写し、若しくは広告物等の裏面の全部を屋根に密着させる広告物又は塀等を利用する広告物についての基準は、建築物利用広告の壁面利用広告を適用するものとする。

別表第3(第3条, 第7条関係)

区分		自家広告物等の合計表示面積の基準
第1種許可地域		150平方メートル以下
第1種禁止地域	建築物(自己の事業所又は営業所である建築物をいう。)の延べ面積 1,000平方メートル以下	15平方メートル以下(学校又は病院に係る広告物等にあつては, 50平方メートル)
	1,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以下	30平方メートル以下(学校又は病院に係る広告物等にあつては, 50平方メートル)
	3,000平方メートルを超え 6,000平方メートル以下	60平方メートル以下
	6,000平方メートル以下	
	6,000平方メートル超	90平方メートル以下
第2種禁止地域		100平方メートル以下

備考 複合施設等で区分所有されている建築物の表示面積は, 当該建築物の延べ面積にその持分割合を乗じて算出する。

別表第4(第5条, 第7条関係)

第1種禁止地域における野立広告の許可の基準	第2種禁止地域における野立広告の許可の基準
1 一の広告物の表示面積の合計が15平方メートル以下であること。	1 一面の表示面積が30平方メートル以下であること。
2 地上から上端までの高さが10メートル以下であること。	2 一の広告物の表示面積の合計が100平方メートル以下であること。
3 表示面積の4分の1を超えて彩度が12を超える色彩を使用したものでないこと。	3 地上から上端までの高さが12メートル以下であること。
	4 表示面積の4分の1を超えて彩度が12を超える色彩を使用したものでないこと。

別表第5(第7条関係)

区分	集合野立広告の許可の基準
位置	<ol style="list-style-type: none"> 1 幅員12メートル以上の道路同士が平面交差する交差点で、都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域を除く地域に設置するものであること。 2 交差点又は接続点を中心として、各角地に1基以内で設置するものであること。 3 交差点の角から20mの範囲の中に設置するものであること。
表示面積	<ol style="list-style-type: none"> 1 全ての広告物が同一方向に向けて表示され、一面の全体の表示面積が30平方メートル以下であること。 2 一の広告物の表示面積が5平方メートル以上で、一管理者当たりの広告物の表示面積が10平方メートルまでであること。
高さ	地上から上端までの高さが5メートル以下であること。
色彩及び意匠	<ol style="list-style-type: none"> 1 広告物等をできる限り集約し、複数の管理者が協調して質の高いデザインの広告物であること。 2 表示面積の4分の1を超えて彩度が12を超える色彩を使用したものでないこと。 3 支柱等の躯体については、広告面から大きく張り出したり、歩行者の通行に支障をきたしたり、強度が確保できないものではないこと。
表示及び設置	<ol style="list-style-type: none"> 1 ネオンや点滅照明、蛍光・発光・反射をする塗料や材料を使用したものではないこと。 2 広告物等の見やすい箇所に管理者の氏名及び連絡先が明示されているものであること。 3 広告物相互の距離は、20センチメートル以内で近接させ、それぞれ近接させた辺の反対側になる辺の位置を揃えること。

様式第1号(第4条関係)

(裏)

許 可 整 理			
許可期限	許可年月日	指令番号	条件
・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・		

様式第2号(第4条関係)

様式第3号（第4条，第9条，第11条関係）

<p>屋外広告物不許可通知書</p>			
土浦市指令第		号	
		住所	
		氏名	
<p>年 月 日付けで申請のあった広告物については，次の理由により広告物の（表示・設置・更新・変更・改造・移転）をすることを許可しないので，通知します。</p>			
<p>年 月 日</p>			
土浦市長			印
表示場所			
地域区分	第 種 地 域	用途地域	
広告物等の種類	合計の数量		
理由			

（教示）

この処分について不服があるときは，この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に，土浦市長に対して審査請求をすることができます（なお，この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても，この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については，この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に，土浦市を被告として（訴訟において土浦市を代表する者は土浦市長となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお，この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても，この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし，上記の審査請求をした場合には，当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に，処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号(第9条関係)

様式第5号（第9条関係）

<p>屋外広告物（変更・改造・移転）許可書</p>			
<p>土浦市指令第 号</p>		<p>住所 氏名</p>	
<p>年 月 日に申請のあった広告物については、土浦市屋外 広告物条例第11条第1項の規定により次の条件を付して許可する。</p>			
<p>年 月 日</p>			
<p>土浦市長</p>			<p>印</p>
<p>（変更・改 造・移転）を する物件</p>	<p>種類</p>	<p>数量</p>	<p>場所</p>
	<p>内容</p>		
	<p>表示期間 . . . ~ . .</p>		
<p>前 許 可</p>	<p>年月日 . . . ~ . .</p>		<p>指令番号 第 号</p>
<p>条 件</p>			

様式第6号（第11条関係）

様式第6号（第11条関係）

屋外広告物継続表示等許可申請書

年 月 日			
(申請先) 土浦市長			
申請者 住所 氏名 印 電話番号 ()			
土浦市屋外広告物条例第11条第2項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。			
継続表示 等申請	種類	数量	期間 . . . ~ . . .
	理由		
前許可	期間 . . . ~ . . .	年月日 . . .	許可番号 指令第 号
期間 . . . ~ . . .	許可年月日 . . .	許可番号 指令第 号	
手数料	決裁権者	回議	担当者

注意 1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。
 2 太枠内は、記入しないでください。

様式第7号(第11条関係)

様式第7号(第11条関係)

屋外広告物安全点検報告書

年 月 日

土浦市長 殿

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名)

屋外広告物の点検結果を下記のとおり報告します。

広告物等の種類				
表示又は設置の場所		土浦市	番 号	
表示又は設置の年月日		年 月 日	点検年月日 年 月 日	
点検者(管理者)	氏 名			
	住 所			
	電話番号			
	資格名称			
点検箇所	点 検 項 目	異常の有無	改善の概要	
上部構造 基礎部・	1 上部構造全体の傾斜又はぐらつき	有	無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間又は支柱ぐらつき	有	無	
	3 鉄骨のさび発生又は塗装の老朽化	有	無	
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部、プレート)の腐食、変形又は隙間	有	無	
	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ又は欠落	有	無	
取付部	1 アンカーボルト、取付部プレートの腐食又は変形	有	無	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有	無	
	3 取付対象部(柱、壁、スラブ)又は取付部周辺の異常	有	無	
広告板	1 表示面板、切り文字等の腐食、破損、変形又はビス等の欠落	有	無	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形又は欠損	有	無	
	3 広告板底部の腐食又は水抜き孔の詰まり	有	無	
照明装置	1 照明装置の不点灯又は不発光	有	無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび又は漏水	有	無	
	3 周辺機器の劣化又は破損	有	無	
その他	1 付属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品)の腐食又は破損	有	無	
	2 避雷針の腐食又は損傷	有	無	
	3 その他点検した事項()	有	無	

備考

広告物等の種類により、該当する点検箇所又は点検項目がない場合は、「改善の概要」に斜線を引いてください。

様式第8号(第11条関係)

様式第8号（第11条関係）

<p>屋外広告物継続表示等許可書</p>			
第	号	住所	氏名
<p>年 月 日に申請のあった広告物については、土浦市屋外広告物条例第11条第2項の規定により次の条件を付して許可する。</p>			
<p>年 月 日</p>			
土浦市長			印
表示物件	種類	数量	場所
	期間 ・ ・ ～ ・ ・		
前許可	年月日 ・ ・ ～ ・ ・		許可番号 指令第 号
条件			

様式第9号（第14条関係）

様式第9号（第14条関係）

屋外広告物管理者等（設置・変更）届出書

年 月 日			
（届出先）土浦市長			
届出者 住所 氏名 印 電話番号（ ） —			
屋外広告物の管理者等の（設置・変更）をしたので土浦市屋外広告物条例第19条の規定により次のとおり届け出ます。			
許可	年月日 ・ ・	許可番号 指令第 号	
新設置者	住所 電話番号（ ） —	氏名	
前設置者	住所 電話番号（ ） —	氏名	
新管理者	住所 電話番号（ ） —	氏名	
	屋外広告業の登録等	・ ・ 第 号	
前管理者	住所 電話番号（ ） —	氏名	
	屋外広告業の登録等	・ ・ 第 号	
変更理由			
決裁	決裁権者	回 議	担当者

- 注意 1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。
 2 太枠内は、記入しないでください。
 3 「前管理者」の欄は、変更届の場合のみ記入してください。

様式第10号(第14条関係)

様式第10号（第14条関係）

屋外広告物設置者名称等変更届出書

年 月 日			
（届出先）土浦市長 <div style="text-align: center;"> 届出者 住所 氏名 印 電話番号（ ） — </div>			
屋外広告物設置者の名称等を変更したので、土浦市屋外広告物条例第19条の規定により次のとおり届け出ます。			
許可	年月日 . .	許可番号 指令第 号	
変更後の住所又は氏名	設置者	住所 電話番号（ ） —	氏名
	管理者	住所 電話番号（ ） —	氏名
		屋外広告業の登録等	. . 第 号
変更理由			
決裁	決裁権者	回議	担当者

- 注意 1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。
 2 太枠内は、記入しないでください。

様式第11号(第14条関係)

様式第11号(第14条関係)

屋外広告物滅失届出書

年 月 日			
(届出先) 土浦市長 <div style="text-align: center;"> 届出者 住所 氏名 印 電話番号 () ー </div>			
屋外広告物を滅失したので、土浦市屋外広告物条例第19条の規定により次のとおり届け出ます。			
許 可	年月日 .	許可番号 指令第 号	
滅 失	種類	数量	年月日 .
	理由		
決 裁	決裁権者	回 議	担当者

- 注意 1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。
 2 太枠内は、記入しないでください。
 3 建物等が滅失した状況が確認できるカラー写真を添付すること。

様式第12号(第15条関係)

様式第14条(第17条関係)

保 管 広 告 物 等 一 覧 簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等 が放置されていた 場所	除却した年 月日	保管を始めた年 月日	保管場所	備 考
	名称又は種類	数 量					

様式第15号(第19条関係)

様式第15号（第19条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">受 領 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">（宛先） 土浦市長</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">返還を受けた者 住所</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">氏名 印</p> <p style="margin: 10px 0;">次のとおり（広告物等・現金）の返還を受けました。</p>		
返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた 広告物等	名称又は種類	
	数量	
	整理番号	
返還を受けた金額		

注意 太枠内は，記入しないでください。

様式第16号(第20条関係)

様式第16号（第20条関係）

（表）

（裏）

第 号

屋外広告物立入検査員身分証明書

写 真 (勤務課所)
真 (職・氏名)

土浦市屋外広告物条例（平成29年土浦市条例第41号）第32条第2項の規定により、広告物又は掲出物件の存する土地又は建物に立ち入り、広告物又は掲出物件の検査を行う者であることを証明する。

年 月 日

土浦市長 印

土浦市屋外広告物条例（抄）

（立入検査）

第32条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理している者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員を広告物等に存する土地若しくは建物に立ち入らせ、当該広告物等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 大きさは、縦9センチメートル、横5.5センチメートルとする。